

令和５年度 京都市立美術工芸高等学校 海外短期派遣研修「Bridge to Boston」
補助金交付要綱

(趣旨)

第１条 この要綱は、京都市立美術工芸高等学校が、海外の美術系学校との将来的な連携活動を見据えて、令和５年度に試行的に実施する海外短期派遣研修「**Bridge to Boston**」（以下「研修」という。）の実施に伴う費用（仲介する旅行代理店に支払う生徒１人当たりの旅行費用をいう。以下同じ。）の補助に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる

- (１) 生徒 京都市立美術工芸高校に在籍する生徒をいう。
- (２) 保護者等 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第３条第２項第３号に規定する保護者等をいう。

(交付の対象)

第３条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、研修に参加する生徒の保護者等とする。

(補助金の額)

第４条 補助対象者一人当たりの補助額は、研修の実施に伴う費用のうち、２００，０００円を上限とする。

(交付の申請)

第５条 条例第９条の規定による申請は、研修出発日の３０日前までに、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ないと認められる場合は、この限りではない。

- (１) 研修の実施に伴う費用がわかる書類
- (２) その他別に定める書類

(標準処理期間)

第６条 市長は条例第９条による申請が到達してから５０日以内に条例第１０条各項の決定をするものとする。

(取消し)

第７条 前条において承認の決定がなされた後であっても、次の各号に掲げる行為を行った場合は、当該決定を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由なく研修を欠席したとき。
- (2) 偽りの申請その他不正の行為により当該決定を受けたとき。
- (3) 事業の趣旨や応募資格にふさわしくない行為等を行ったとき。

(変更等の承認の申請)

第8条 条例第11条第1項第1号による補助事業等の内容又は経費の配分の変更に係る市長等の承認の申請は、書面により行うものとする。

2 条例第11条第1項第2号による補助事業等の中止又は廃止に係る市長等の承認の申請は、書面により行うものとする。

(事業完了の届出)

第9条 条例第18条の規定による実績報告は速やかに、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ないと認められる場合は、この限りではない。

- (1) 研修の実施に伴う費用を支払ったことがわかる書類（領収書等）
- (2) その他別に定める書類

(経由)

第10条 この要綱に基づき市長に書類を提出する場合は、生徒が在学している学校長を経由しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を命じることがある。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 事業の趣旨や応募資格にふさわしくない行為等を行ったとき。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から実施する。